「個別点検」　１０－１－２　衛星通信装置（固定局送受信装置）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期 毎日	1ケ月	2ケ月	3ケ月	6ケ月	12ケ月	使用測定器等	点検目的の概要	備考
1	表示の確認	装置パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。								装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	自蔵計器による確認	各部の電圧／電流を自蔵計器により確認する。 （判定は装置取扱説明書の内容に従って行う。）							自蔵計器		
3	各部エアフィルタの清掃	各部エアフィルタの清掃をする。									
4	乾燥空気充填盤の確認	乾燥空気充填盤の表示を確認し、必要に応じて乾燥剤の交換をする。									
5	空調器の確認	屋外機のアース線の断線や外れ及び配管の外れ等がないか確認する。 また、屋内機のエアフィルタを清掃する。									
6	切り替え機能の確認	スイッチにより送信出力がアンテナ／ダミー１系／２系、に切り替わることを確認する。									
7	スイッチ機能の確認	スイッチにより電力増幅部の高圧のON/OFF等が機能することを確認する。									
8	送信出力の確認	送信モニタ出力にて測定器により測定を行い、指定電力±50%以内であることを確認する。							電力計		
9	送信周波数の確認	送信モニタ出力にて測定器により測定を行い、指定周波数$\pm 1\times10^{-7}$以内であることを確認する。							周波数カウンタ		
10	送信局発周波数及び受信局発周波数の確認	周波数変換盤のモニタ出力にて、測定器により測定を行い、標準値$\pm 1\times10^{-7}$以下であることを確認する。									
11	スプリアス輻射強度の確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、平均電力が10W以下の送信設備では100μW以下、10W以上の場合は基本周波数より50dB以下かつ100mW以下であることを確認する。							スペクトラムアナライザ		測定は無変調状態にて行うこと。
12	システムレベルダイヤの確認	装置運用時の送信及び受信レベルダイヤに基づき、送信系と受信系の測定ポイントのレベルを確認する。							電力計、スペクトラムアナライザ		
13	接続部の確認	装置パネル（ユニット）の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。									シェルタ含む。
14	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置外面の取り付け状態の確認をする。								周囲環境を考慮した機能維持	
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。								障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。									

[個別点検]　１０－１－３　衛星通信装置（固定局個別通信端局装置）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期 毎日	1ケ月	2ケ月	3ケ月	6ケ月	12ケ月	使用測定器等	点検目的の概要	備　　考
1	表示の確認	装置パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。								装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	送信出力確認	モデムの出力を送信モニタにて測定器により測定を行い、送信電力が標準値±20%以内であることを確認する。							電力計、スペクトラムアナライザ		送信モニタ出力点の測定値に異常がある場合は、送信出力規定点にて測定、確認する。
3	送信周波数確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、 画像端局：標準値$\pm 1 \times 10^{-6}$以内 回線制御端局：$\pm 3 \times 10^{-6}$以内 であることを確認する。							周波数カウンタ		測定は無変調状態にて行うこと。
4	占有周波数帯幅確認	モデムのクロック周波数を測定器により測定を行い、計算により占有周波数帯幅を求めて、 DAMA、PAMA、OWﾓﾃﾞﾑ：42kHz以内 であることを確認する。									測定は変調波状態にて行うこと。
5	受信電力確認	受信モニタ出力にて測定器により測定を行い、受信電力が標準値±20%以内であることを確認する。							スペクトラムアナライザ		
6	接続部の確認	装置パネル（ユニット）の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。									
7	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置外面の取り付け状態の確認をする。								周囲環境を考慮した機能維持	
8	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。								障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。									

「個別点検」　　１０－１－４　衛星通信装置（固定局画像端局装置）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期 毎日	1ケ月	2ケ月	3ケ月	6ケ月	12ケ月	使用測定器等	点検目的の概要	備考
1	表示の確認	装置パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。								装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	送信出力確認	モデムの出力を送信モニタにて測定器により測定を行い、送信電力が標準値±20％以内であることを確認する。							電力計、スペクトラムアナライザ		送信モニタ出力点の測定値に異常がある場合は、送信出力規定点にて測定、確認する。
3	送信周波数確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、 画像端局：標準値±１×10^{-6}以内 回線制御端局：±３×10^{-6}以内 であることを確認する。							周波数カウンタ		測定は無変調状態にて行うこと。
4	占有周波数帯幅確認	モデムのクロック周波数を測定器により測定を行い、計算により占有周波数帯幅を求めて、 画像端局モデム　：1，240kHz以内 画像端局6.3Mモデム　：5，510kHz以内 であることを確認する。									測定は変調波状態にて行うこと。
5	受信電力確認	受信モニタ出力にて測定器により測定を行い、受信電力が標準値±20％以内であることを確認する。							スペクトラムアナライザ		
6	接続部の確認	装置パネル（ユニット）の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。									
7	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取り付け状態の確認をする。								周囲環境を考慮した機能維持	
8	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。								障害時の備え	

「個別点検」　　１０－１－５　衛星通信装置（固定局回線制御装置（本省局のみ））

No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備　　考
			毎日	1ケ月	2ケ月	3ケ月	6ケ月	12ケ月			
1	表示の確認	装置パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。								装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	送信出力確認	モデムの出力を送信モニタにて測定器により測定を行い、送信電力が標準値±20%以内であることを確認する。							電力計、スペクトラムアナライザ		送信モニタ出力点の測定値に異常がある場合は、送信出力規定点にて測定、確認する。
3	送信周波数確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、 画像端局：標準値±１×10^{-6}以内 回線制御端局：±３×10^{-6}以内 であることを確認する。							周波数カウンタ		測定は無変調状態にて行うこと。
4	占有周波数帯幅確認	モデムのクロック周波数を測定器により測定を行い、計算により占有周波数帯幅を求めて、 DAMA、PAMA、OWﾓﾃﾞﾑ：42kHz以内 画像端局モデム　：1,240kHz以内 画像端局6.3Mモデム　：5,510kHz以内 であることを確認する。									測定は変調波状態にて行うこと。
5	受信電力確認	受信モニタ出力にて測定器により測定を行い、受信電力が標準値±20%以内であることを確認する。							スペクトラムアナライザ		
6	接続部の確認	装置パネル（ユニット）の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。									
7	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取り付け状態の確認をする。								周囲環境を考慮した機能維持	
8	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。								障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。									

「個別点検」　１０－３－３　Ｋｕ－ＳＡＴ（固定・可搬型）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法等	点検周期 毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	使用測定器等	点検目的の概要	備考
1	装置機構の状態確認	空中線、筐体他システム機器の状態の確認を行い、問題がないことを確認する。								装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	空中線外観の確認	空中線・取付架台の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認し、部分発錆、塗装の剥離等のある場合は補修塗料で補修する。また、ボルト等のネジの緩みは締め直しをする。									
3	空中線ボルト類の確認	ボルトの緩み、脱落を目視、手締等で確認確認する。									
4	空中線融雪制御部の確認	目視による確認を行い、必要に応じて清掃をする。また、テスタにてヒータ配線端子台の抵抗値を測定して標準値以内であることを確認する。 （判定は装置取扱説明書の内容に従う）							テスタ		
5	表示の確認	装置内部のＬＥＤ表示等により障害表示の有無を目視確認する。									
6	送信出力の確認	測定器により測定を行い、基準電力範囲以内であることを確認する。							電力計		
7	送信周波数の確認	測定器により測定を行い、基準周波数範囲以内であることを確認する。							周波数カウンタ		
8	スプリアス輻射強度の確認	測定器により測定を行い、スプリアス強度が１００μW以下であることを確認する。							スペクトラムアナライザ		測定は無変調状態にて行う。
9	受信電力確認	変復調装置の入力ケーブルにて測定器により測定を行い、受信電力が基準範囲以内であることを確認する。							スペクトラムアナライザ		
10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。								周囲環境を考慮した機能維持	
11	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。								障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。									

「個別点検」　１１－　２　ＩＰコーデック（ＩＰエンコーダ，ＩＰデコーダ）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期 毎日	1ケ月	2ケ月	3ケ月	6ケ月	12ケ月	使用測定器等	点検目的の概要	備　考
1	表示の確認	装置のＬＥＤにより障害表示の有無を目視確認する。								装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	音声の確認	基準信号により音声レベルの確認を行い、出力レベルが基準値の範囲内であることを確認する。							レベルメータ		
3	映像の確認	映像が正常に伝送されているか確認する。							モニタ		
4	ＦＡＮの確認	装置本体のＦＡＮが正常に回転しているかを確認する。 また、ＦＡＮ周辺が汚れている場合は、清掃する。									
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。									
6	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取り付け状態の確認をする。								周囲環境を考慮した機能維持	
7	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。								障害時の備え	

１２－　２　直流電源装置（多重無線設備用（ＭＳＥ形等））

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備　　考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。								装置の正常動作の確認	標準値（規定値）は試験成績書を確認する。 ※印は３年点検時での実施内容とする。
2	環境の確認	運転環境（温度、湿度、埃、換気スペース、結露等）を五感及び温湿度計にて確認する。							温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持	
3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。							放射温度計	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。							絶縁抵抗計		
5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内にあることを確認する。							ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾏﾙﾁﾒｰﾀ		
6	入出力特性の確認	入力（電圧、電流、周波数）、出力（電圧、電流）を測定し標準値以内であることを確認する。							ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾏﾙﾁﾒｰﾀ		
7	蓄電池の確認	蓄電池の外観（電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食）を確認する。									
		蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。							ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾏﾙﾁﾒｰﾀ		
		蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し確認する。							インピーダンス計		
		蓄電池の交換推奨時期を確認する。									
8	動作の確認	正常時における停止、運転、１号-２号切替の動作状態、表示、外部警報を確認する。									
		保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。									
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。								周囲環境を考慮した機能維持	
10	図書類、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。								障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。									

(注) 原則として、１２ヶ月点検以内は、装置が運転状態にて行う。３年点検は、蓄電池放電状態にて行うこととするが、停電補償時間が短いか、または蓄電池の劣化のため、点検時間が十分にとれない場合は、仮設蓄電池の設置を検討する。